経 済 産 業 省

官 印 省 略 20241029製局第2号 令和6年11月11日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長 殿

経済産業省製造産業局長

国際テロリストと関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長及び警察庁警備局長から令和6年10月29日付け警察庁丙組組一発第110号及び警察庁丙備企発第101号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

当該要請の趣旨は、「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第六条第一項の規定に基づき公告国際テロリストの指定の有効期間を延長する件」(令和6年10月29日付け国家公安委員会告示第46号)により、資産(財産)凍結措置等の対象となる者の指定の有効期間が延長されたことから、それを周知するものです。

最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、引き続き国際テロリストと関連すると疑われる取引について、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成26年法律第124号)等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

機密性1

警察庁丙組組一発第110号警察庁丙備企発第101号令和6年10月29日

金融庁総合政策局長 金融庁企画市場局長 督 局 金融 庁 監 総務省自治行政局長 総務省情報流通行政局郵政行政部長 財務省大臣官房総括審議官 際局 財 務 省 国 国 税 庁 次 長 厚生労働省雇用環境・均等局長 農林水產省大臣官房総括審議官 (新事業・食品産業) 農林水産省経営局長 経済産業省製造産業局長 経済産業省商務・サービス審議官 中小企業庁長官 国土交通省不動産・建設経済局長

殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長 警 察 庁 警 備 局 長

国際テロリストと関連すると疑われる取引の届出等について(要請その193)

この度、別添のとおり「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第六条第一項の規定に基づき公告国際テロリストの指定の有効期間を延長する件」(令和6年10月29日付け国家公安委員会告示第46号)により、資産(財産)凍結措置等の対象となる者の指定の有効期間が延長された。

国際テロリストと関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」という。)に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られ、また、国際テロリストとの一定の取引は外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法(平成26年法律第124号。以下「財産凍結法」という。)により規制されているところである。最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、所管の特定事

業者に対し、この度の指定の有効期間の延長を周知していただくとともに、引き続き国際テロリストと関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、国際テロリストとの一定の取引について財産凍結法等の規定が遵守されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

国家公安委員会告示(6条関係)件名

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する 特別措置法第六条第一項の規定に基づき公告国際テロリストの指定の有効期間を延長する件

○国家公安委員会告示第四十六号

いて準用する同法第五条第一項の規定に基づき、炊のとおり告示する。定に基づき、同法第四条第一項の規定による指定の有効期間を延長するので、同法第六条第二項にお国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十四号)第六条第一項の規次の公告国際テロリストについて、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が

令和大年十月二十九日

国家公安委員会委員長 坂井 学

第1 自然人

1 氏名 ハサン・イズ・アル・ディン (Hasan Izz-al-Din)

指定をした年月日 平成27年10月30日

指定番号 DI-1

延長後の指定の有効期間 平成27年10月30日から令和9年10月29日までの間

指定の有効期間の延長の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ その他参考となるべき事項 延長前の指定の有効期間が満了する年月日:令和6年10月29日

2 氏名 アリ・アトワ(Ali Atwa)

指定をした年月日 平成27年10月30日

指定番号 DI-2

延長後の指定の有効期間 平成27年10月30日から令和9年10月29日までの間

指定の有効期間の延長の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ

その他参考となるべき事項 延長前の指定の有効期間が満了する年月日:令和6年10月29日

3 氏名 ハーリド・シャイク・ムハンマド(Khalid Shaikh Mohammed)

指定をした年月日 平成27年10月30日

指定番号 DI-3

延長後の指定の有効期間 平成27年10月30日から令和9年10月29日までの間

指定の有効期間の延長の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ

その他参考となるべき事項 延長前の指定の有効期間が満了する年月日:令和6年10月29日

4 氏名 アハマド・イブラヒム・アル・ムガシル (Ahmad Ibrahim al-Mughassil)

指定をした年月日 平成27年10月30日

指定番号 DI-4

延長後の指定の有効期間 平成27年10月30日から令和9年10月29日までの間 指定の有効期間の延長の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ その他参考となるべき事項 延長前の指定の有効期間が満了する年月日:令和6年10月29日

5 氏名 アリ・サイド・ビン・アリ・エル・ホーリエ (Ali Saed bin Ali el-Hoorie)

指定をした年月日 平成27年10月30日

指定番号 DI-5

延長後の指定の有効期間 平成27年10月30日から令和9年10月29日までの間 指定の有効期間の延長の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ その他参考となるべき事項 延長前の指定の有効期間が満了する年月日:令和6年10月29日

6 氏名 イブラヒム・サリーフ・ムハンマド・アル・ヤコブ (Ibrahim Salih Mohammed al-Yaco ub)

指定をした年月日 平成27年10月30日

指定番号 DI-6

延長後の指定の有効期間 平成27年10月30日から令和9年10月29日までの間 指定の有効期間の延長の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ その他参考となるべき事項 延長前の指定の有効期間が満了する年月日:令和6年10月29日

7 氏名 アブドルカリーム・フセイン・モハメド・アル・ナセル (Abdelkarim Hussein Mohamed al-Nasser)

指定をした年月日 平成27年10月30日

指定番号 DI-7

延長後の指定の有効期間 平成27年10月30日から令和9年10月29日までの間

指定の有効期間の延長の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ

その他参考となるべき事項 延長前の指定の有効期間が満了する年月日:令和6年10月29日

第2 法人その他の団体

1 名称 ホーリー・ランド・ファウンデーション・フォア・リリーフ・アンド・デベロップメン

\(\) (Holy Land Foundation for Relief and Development)

指定をした年月日 平成27年10月30日

指定番号 DE-1

延長後の指定の有効期間 平成27年10月30日から令和9年10月29日までの間

指定の有効期間の延長の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ

その他参考となるべき事項 延長前の指定の有効期間が満了する年月日:令和6年10月29日

2 名称 パレスティナ・イスラミック・ジハード (Palestinian Islamic Jihad (PIJ))

指定をした年月日 平成27年10月30日

指定番号 DE-2

延長後の指定の有効期間 平成27年10月30日から令和9年10月29日までの間

指定の有効期間の延長の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ

その他参考となるべき事項 延長前の指定の有効期間が満了する年月日:令和6年10月29日

3 名称 アブ・ニダル組織(Abu Nidal Organisation(ANO))

指定をした年月日 平成27年10月30日

指定番号 DE-3

延長後の指定の有効期間 平成27年10月30日から令和9年10月29日までの間

指定の有効期間の延長の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ

その他参考となるべき事項 延長前の指定の有効期間が満了する年月日:令和6年10月29日

4 名称 ガマーア・アル・イスラミーヤ(イスラム集団)(Gama'a al-Islamiyya (Islamic Grou

p (IG)))

指定をした年月日 平成27年10月30日

指定番号 DE-4

延長後の指定の有効期間 平成27年10月30日から令和9年10月29日までの間 指定の有効期間の延長の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ その他参考となるべき事項 延長前の指定の有効期間が満了する年月日:令和6年10月29日

5 名称 カッハ及びカハネ・ハイ (Kahane Chai (Kach))

指定をした年月日 平成27年10月30日

指定番号 DE-5

延長後の指定の有効期間 平成27年10月30日から令和9年10月29日までの間 指定の有効期間の延長の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ その他参考となるべき事項 延長前の指定の有効期間が満了する年月日:令和6年10月29日

6 名称 クルド労働者党(Kurdistan Workers'Party(PKK))

7 名称 パレスチナ解放戦線 (Palestine Liberation Front (PLF))

指定をした年月日 平成27年10月30日

指定番号 DE-6

延長後の指定の有効期間 平成27年10月30日から令和9年10月29日までの間 指定の有効期間の延長の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ その他参考となるべき事項 延長前の指定の有効期間が満了する年月日:令和6年10月29日 指定をした年月日 平成27年10月30日

指定番号 DE-7

延長後の指定の有効期間 平成27年10月30日から令和9年10月29日までの間 指定の有効期間の延長の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ その他参考となるべき事項 延長前の指定の有効期間が満了する年月日:令和6年10月29日

8 名称 パレスチナ人民解放戦線 (Popular Front for the Liberation of Palestine (PFLP)) 指定をした年月日 平成27年10月30日

指定番号 DE-8

延長後の指定の有効期間 平成27年10月30日から令和9年10月29日までの間 指定の有効期間の延長の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ その他参考となるべき事項 延長前の指定の有効期間が満了する年月日:令和6年10月29日

9 名称 パレスチナ人民解放戦線ー総司令部派 (Popular Front for the Liberation of Palest ine-General Command)

指定をした年月日 平成27年10月30日

指定番号 DE-9

延長後の指定の有効期間 平成27年10月30日から令和9年10月29日までの間

指定の有効期間の延長の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ その他参考となるべき事項 延長前の指定の有効期間が満了する年月日:令和6年10月29日 10 名称 革命人民解放党/戦線 (Revolutionary People's Liberation Army/Front/Party (DH KP/C))

指定をした年月日 平成27年10月30日

指定番号 DE-10

延長後の指定の有効期間 平成27年10月30日から令和9年10月29日までの間 指定の有効期間の延長の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ その他参考となるべき事項 延長前の指定の有効期間が満了する年月日:令和6年10月29日

11 名称 センデロ・ルミノソ (輝く道) (Shining Path (SL) (Sendero Luminoso))

指定をした年月日 平成27年10月30日

指定番号 DE-11

延長後の指定の有効期間 平成27年10月30日から令和9年10月29日までの間 指定の有効期間の延長の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ その他参考となるべき事項 延長前の指定の有効期間が満了する年月日:令和6年10月29日

12 名称 アル・アクサー殉教者旅団 (Al-Aqsa Martyr's Brigade)

指定をした年月日 平成27年10月30日

指定番号 DE-12

延長後の指定の有効期間 平成27年10月30日から令和9年10月29日までの間 指定の有効期間の延長の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ その他参考となるべき事項 延長前の指定の有効期間が満了する年月日:令和6年10月29日

13 名称 ババル・カルサ (Babbar Khalsa)

指定をした年月日 平成27年10月30日

指定番号 DE-13

延長後の指定の有効期間 平成27年10月30日から令和9年10月29日までの間 指定の有効期間の延長の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ その他参考となるべき事項 延長前の指定の有効期間が満了する年月日:令和6年10月29日

14 名称 国際シーク青年連盟 (International Sikh Youth Federation (ISYF))

指定をした年月日 平成27年10月30日

指定番号 DE-14

延長後の指定の有効期間 平成27年10月30日から令和9年10月29日までの間 指定の有効期間の延長の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ その他参考となるべき事項 延長前の指定の有効期間が満了する年月日:令和6年10月29日

15 名称 ハマス (ハマス・イッザッディーン・アル・カッサームを含む) (Hamas (including Hamas-Izz al-Din al-Qassem))

指定をした年月日 平成27年10月30日

指定番号 DE-15

延長後の指定の有効期間 平成27年10月30日から令和9年10月29日までの間

指定の有効期間の延長の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ

その他参考となるべき事項 延長前の指定の有効期間が満了する年月日:令和6年10月29日

16 名称 国民解放軍 (National Liberation Army (ELN))

指定をした年月日 平成27年10月30日

指定番号 DE-18

延長後の指定の有効期間 平成27年10月30日から令和9年10月29日までの間

指定の有効期間の延長の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ

その他参考となるべき事項 延長前の指定の有効期間が満了する年月日:令和6年10月29日